

国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料が変わります



制度改正により、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が別表のとおり一部変更になります。

詳しくは、7月中旬に発送する、令和7年度の納税通知書等で確認してください。

詳しくは、[空保険年金課\(TEL②2429\)](#)へ。

(別表1) 国民健康保険税 課税限度額

	医療分	支援金分	介護分(40~64歳)
改正前	65万円	24万円	17万円
改正後	66万円	26万円	17万円(変更なし)

〈国民健康保険税の変更点〉

①高所得者に応分の負担を求め、中低所得者の負担軽減を図ることを目的に、課税限度額を3万円引き上げました。

②低所得者に対する負担の軽減を目的に、一定の所得以下の世帯は、均等割と平等割が軽減されています。この軽減対象となる所得の基準について、範囲を拡大しました。

ホームページID 5613

(別表2) 国民健康保険税 軽減判定基準

軽減割合		世帯主と被保険者の前年所得の合計
令和7年度	7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)※
	5割軽減	基礎控除額(43万円) + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)※
	2割軽減	基礎控除額(43万円) + 56.0万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)※

※「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」の部分は給与所得者等の数が2以上の場合のみ計算します。給与所得者等の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、給与収入が55万円超または公的年金等の支給額が65歳未満は60万円超の人、65歳以上は125万円超の人の合計人数になります。

変更前

基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)※

基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)※

〈後期高齢者医療保険料の変更点〉

低所得者に対する負担の軽減を目的に、一定の所得以下の世帯は、均等割が軽減されています。この軽減対象となる所得の基準について、範囲を拡大しました。

ホームページID 1231

(別表3)

後期高齢者医療保険料率

	令和7年度	令和6年度
均等割額	49,100円(変更なし)	49,100円
所得割率	10.07%	※前年中の総所得金額等 - 基礎控除額の金額が58万円以下(年金収入のみの場合、年金収入211万円以下)の人は、9.36%

(別表4)

後期高齢者医療保険料 賦課限度額

	令和7年度	令和6年度
賦課限度額	80万円	※「令和6年4月1日より前から被保険者の人」および「障害認定による被保険者の人」は、73万円

(別表5) 後期高齢者医療保険料 均等割額の軽減判定所得基準

軽減割合	令和7年度	
	世帯主と被保険者全員の軽減判定所得の合計額	
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)以下(変更なし)	
軽減後均等割額	14,730円(変更なし)	
5割軽減	基礎控除額(43万円) + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)以下	
軽減後均等割額	24,550円(変更なし)	
2割軽減	基礎控除額(43万円) + 56.0万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)以下	
軽減後均等割額	39,280円(変更なし)	

※「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」は、年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。

年金・給与所得者の数は、同一世帯の世帯主と被保険者のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

▷給与収入が55万円を超える人(事業専従者給与を除く)

▷公的年金等収入額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える人

変更前

基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)以下

基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)以下